

函館市屋外広告物パトロール実施要領

(目的)

第1条 この要領は、函館市屋外広告物条例（平成17年条例第41号）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示または広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の表示または設置（以下「表示等」という。）の規制を行い、もって良好な景観を形成し、および風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図るため、広告物または掲出物件の表示等に係る実態把握およびルール周知・啓発などを行うパトロール（以下「パトロール」という。）の適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

(パトロールの実施)

第2条 パトロールは、毎年度において区域の設定を行い、広告物および掲出物件の実態の把握のため、必要な調査を実施するものとする。また、実施にあたっては、屋外広告物適正化旬間など、関係業務を相互に連携させて、効率的かつ効果的に行うものとする。

2 パトロールは、「パトロール年間計画書」（別記第1号様式）に基づき実施するものとする。

(1) 調査対象区域

市は、毎年度、地域区分や用途地域など、地域の実状に応じた地区を設定し、当該年度の調査目標等を設定するものとする。

(2) 事故等の緊急対応

台風等の自然災害、その他不測の事故等が発生し、または発生のおそれがある異常時にあつては、通常パトロールに優先して緊急パトロールを実施するものとする。

(実施内容)

第3条 パトロールの実施にあたっては、原則、パトロール年間計画書に基づき調査を実施するものとする。また、違反広告物または違反掲

出物件を発見したとき、またはこれらに関し、市民等からの通報を受けたときは、速やかに現地を調査し、事実の確認を行うものとする。道路の不法占有等の事実を確認した場合、または恐れがあるときは、道路管理者や警察等の関係機関へ連絡し、連携を図るものとする。なお、パトロールの実施にあたっては、併せて、広告物または掲出物件の表示等に係るルールの周知・啓発なども行うものとする。

(調査票の作成)

第4条 パトロールの実施により、違反広告物または違反掲出物件を確認した場合、調査票（別記第2号様式）に記載のうえ、所属長へ報告するものとする。また、違反広告物または違反掲出物件として確認したものは、「函館市違反広告物是正事務取扱要領」の規定に基づき処理を進めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

年度パトロール年間計画書

都市建設部まちづくり景観課

調査対象区域	地域区分	用途地域等	調査予定月	調査予定日数	地区設定の考え方
合 計	調査対象区域 _____箇所				

注 1 調査区域の位置，範囲等の概要を示す図面を添付すること。

調 査 票

調査年月日 年 月 日

整理番号		表示内容								
表示者または管理者 住所・氏名 市 町 丁目 番 電話 ()										
表示または設置の場所		町 丁目 番			広告物の用途別 区 分		・自家用広告物 ・その他			
地域区分		・第 種制限地域 () ・第 種特別制限地域 () ・広告景観整備地区 ()			用途地域					
既設広告物の有無		有 (種別) ・無			道路占用許可の有無		有 ・ 無			
取付壁面の面積		m ²			設置されている建築物の高さ		m			
表示面積等	広告物の種類	照明	物件数	縦	横	面数	高さ	面積	物件総数	基
	1	有・無	基	m	m	面	m	m ²	合計面積	m ²
	2	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
	3	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
	4	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
	5	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
	6	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
	7	有・無	基	m	m	面	m	m ²		
既許 番 号	第	号	既 期	許 可 間	年 月 日から 年 月 日まで					
管 理 者	住所 氏名 資格 (電話 - -)				管理者が法人の場合は、 資格を有する従業員		氏 名 講習会 修了番号			
工事施工者	住所 氏名				屋外広告業 登録番号					
広告意匠 設計者	住所 氏名				屋外広告業 登録番号					